

福井地方最低賃金審議会
第1回福井県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年7月26日(水)13時30分～14時10分
- 2 場 所 春山合同庁舎14階 労働局会議室
- 3 出席状況 公益代表委員 井花委員、上野委員、岡崎委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、【山埜委員欠席】
事務局 青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐
- 4 議 題
 - (1) 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程について
 - (2) 福井県最低賃金に係る審議事項について
 - (3) 今後の審議予定について
 - (4) その他
- 5 資 料
 - No.1 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿
 - No.2 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会運営規程(案)
 - No.3 福井県最低賃金に係る審議事項
 - No.4 福井地方最低賃金審議会(専門部会) 日程表

6 議事録

○川口補佐

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和5年度第1回福井県最低賃金専門部会を開催いたします。

今回は、今年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、資料の確認をさせていただきます。資料目次、番号1番、2番、3番、4番、ホッチキスでとめてございます。

これまでに、福井県弁護士会会長、福井県知事から、最低賃金の引上げに関する要請がありました。これらの要請の内容について回覧させていただきます。

なお、これまでに審議会あて提出されました要請書につきましては、8月1日開催予定の本審に資料として配付する予定です。

次に、定足数の確認ですが、山埜委員が所用で欠席される旨の御連絡をいただいております。定員9名に対しまして、8名の方が本日御出席されておりますので、委員総数の3分の2以上の出席、各側委員の3分の1以上の出席がご

ございますので、本専門部会は有効に成立していますことを御報告いたします。
それでは、最初に青木労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

○青木部長

お疲れ様でございます。労働基準部長の青木でございます。

皆様、本日は御多忙のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、この専門部会でございますけれども、最低賃金法第 25 条の第 2 項におきまして、最低賃金の決定又は改正決定の調査審議を求められた場合に、設置が義務付けられておりまして、より詳細で、専門的な審議を行うものと位置付けられているところでございます。

今年度の中央最低賃金審議会から示されます目安額につきましては、今この現段階では示されていない状況ではございますが、近日中にも示されるものと考えられますことから、来週 8 月 1 日火曜日 15 時からの第 502 回の本審におきまして伝達をさせていただく予定といたしております。

今年度の福井県最低賃金の改定審議につきましては、本年 4 月 6 日の中央での目安制度の在り方、全員協議会でのランク数の 4 から 3 への変更を、本県が B ランクとなってから初めての改正審議となります。この 4 月 6 日の目安全員協議会報告では、目安について地方審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考とするものであること、そして目安が地方審議会の審議を拘束するものではないことについて、改めて確認されているところでございます。

委員の皆様には、今後示されます中央からの目安を参考にさせていただきつつ、あらゆる視点から御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、例年、連日の猛暑の中、さらにお盆前という大変お忙しい期間に集中的な審議、御議論をお願いすることとなり、皆様には大変御負担をおかけすることになりますが、何卒御理解、御協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、専門部会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○川口補佐

ありがとうございました。

それでは、資料 1 ページの福井県最低賃金専門部会委員名簿を御覧ください。

すでに、審議会でも御報告させていただきましたとおり、全員の方が本審の委員を兼ねられておりますので、この名簿をもちまして御紹介とさせていただきます。

次に、部会長及び部会長代理の選出に入りたいと思います。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項により、公益を代表する委員の内から委員が選挙するとありますが、どのようにす

べきかお諮りしたいと思います。従来通り、公益の先生方で御協議していただき、結果を皆様にお諮りする方法でよろしいでしょうか。

<異議なし>

○川口補佐

事前に公益の先生の方には御協議をしていただいております、その結果等としましては、部会長に井花委員、部会長代理に上野委員となっておりますことを御報告いたします。

委員の皆様方の御推薦により決定したということで、よろしゅうございますか。

<異議なし>

(部会長、部会長代理の名札を置く)

○川口補佐

それでは、井花部会長から御挨拶をお願いいたします

○井花部会長

皆さん、改めまして、こんにちは、今年度、部会長を務めさせていただきます井花でございます。

部会長、今年で3年目ということになりますけれども、毎年いろんな情勢、事情は違っていると思います。そういった意味では、先ほどお話もありましたけれども、示される目安ですとか、その他いろいろな申し出とかの状況などを踏まえまして、皆さんと有意義な議論をしていきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます

○川口補佐

ありがとうございました。

引き続き、上野部会長代理から御挨拶をお願いいたします。

○上野部会長代理

上野でございます。また、引き続きよろしく申し上げます。

今年は、暑い夏、議論もきっと熱くなるのではないかと、今からちょっと覚悟を決めております。よろしく申し上げます。

○川口補佐

ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行は井花部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○井花部会長

はい、それでは、私の方で進行をさせていただきます。

では、議題（１）、福井地方最低賃金審議会、福井県最低賃金専門部会運営規定案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

はい、説明いたします。

配付資料の２ページを御覧いただきたいと思ひます。

福井地方最低賃金審議会、福井県最低賃金専門部会運営規定でございます。第１条規定の目的、第２条が会議の招集、第３が委員の決議、第４条が会議における発言に関する規定が記載されております。これにつきまして、御説明は、省略とさせていただきますと思ひます。

次に、第５条会議の公開でございますが、本日は、専門部会として、この項目の取扱いについて御確認をお願いしたいと思います。

審議にあたりまして、これらの記載内容を読み上げますと、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすことがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる」という規定となっております。

これらの取扱いにつきましては、６月９日に開催されました第５００回の本審におきまして、専門部会の２回目以降の実質審議に関する部分につきましては、本規定に基づき、非公開として取り扱うということ、専門部会を結審する予定としております会議につきましては公開の審議として、実質審議を経た後の採決の後に、つまり、部会長より本年度の専門部会の議論の取りまとめをしていただく部分につきましては公開する方針ということについて了承されたところでございます。

昨年までの結審の部分につきましては、公開の取扱いを変更しておりますので、改めてこの方針について御確認をお願いしたいというふうに思ひます。

また、第６条議事録につきまして、会議の公開と同じ意味により、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとなっております。非公開とする場合には、議事録に代えて、議事要旨を公開することとなっております。

一般的に、会議を非公開とする場合は、議事録も非公開となりますので、これら点を踏まえていただき、本年度の取扱いについて、改めて御確認いただければと思ひます。

なお、専門部会の議事録又は議事要旨、さらに当局に提出をしていただいた

資料、当局より提出した資料ですとか、委員の皆様から提出された資料につきましては、当局ホームページに掲載を行うこととなりますので、この点につきましても、御承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、会議を非公開とした場合の専門部会の議事内容については、議事要旨として局の労働局ホームページに公開することとなりますが、議事録自体は作成していく必要がございますので、行政機関の保有する情報公開に基づきまして開示請求がなされた場合には、法律に規定された開示情報を除きまして、議事録などを開示するということとなりますので、この点につきましても御承知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、これらの議事録及び議事要旨などの公開につきましては、昨年同様、委員の皆様方全員に、事前確認をお願いする予定であります。

最後に、第7条報告、第8条専門部会の廃止、第9条規定の改廃に関する規定につきましては説明を省略させていただきますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、専門部会における会議、議事録の公開等についてのご確認をお願いします。

○井花部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

会議及び議事録の公開につきまして、結審を予定します第4回については公開の準備をし、結審の運びになった場合には公開する。議事録及び議事要旨の取扱いは従来のとおりとする、以上の内容でよろしいでしょうか。

<異議なしを確認>

○井花部会長

では、専門部会運営規定につきましては、この（原案）とおりとしまして、具体的な金額審議を実施する部分の会議及び議事録は非公開とし、議事録に代わるものとして議事要旨を公開することとします。

次に、議題（2）福井県最低賃金に係る審議についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

はい、御説明いたします。

今度は、資料の4ページをめくりいただければと思います。

本専門部会において審議決定する必要がある事項は、御覧いただきます4ページの福井県最低賃金に係る審議事項のとおりとなっております。

本専門部会においては、項目1の適用する地域は福井県の区域。項目2、適用する使用者は前号の地域内で事業を営む使用者。項目3、適用する労働者は前号の使用者に使用される労働者を前提といたしまして、項目4、5、6の下線部が審議事項となります。

項目5につきましては、最低賃金法第4条第3項第3号において当該賃金において算入しないことを定める賃金に関する規定がございます。この除外賃金の取扱いにつきましては、昭和47年の中央最低賃金審議会にて、一定の考え方が示されております。それに関する現在までの取扱いといたしましては、全国的にも精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当は除外すると取り扱っているところでございます。

項目4の最低賃金額を、これから御審議いただく前提条件といたしまして、最初に、これらの除外する手当について変更なしとして取扱うか否かについて決定をしていただきたいというふうに思います。

次に、項目6効力発生日につきましては、最低賃金法第14条第2項の規定により改正決定した最低賃金の効力発生日は、特に指定日を定めない限り、官報公示の30日を経過した日となります。今年度の専門部会及び審議会の開催予定日から、仮に8月4日金曜日の専門部会において全会一致の答申がなされた場合、異議に申立ての期日が8月21日、官報公示の日が8月31日、効力発生日が9月30日となります。10月1日より前倒しとなることがありますので、法的には効力発生日は9月30日以前となる場合には10月1日を効力発生日にするということであれば、官報掲載内容については法定どおりではなく、令和5年10月1日として発効日を指定する必要があるということでございます。

これら2点につきましても御審議をお願いいたしたいと思っております。

また、審議会の結審が、8月7日月曜日以降となる場合には、効力発生日が10月1日以降となりまして、官報公示の日から起算して30日を経過した日が法定発効となりますので、その点、よろしくお願いをいたします。

説明は、以上でございます。

○井花部会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

今の審議事項に関しての説明案については、例年どおりということでしょうかね。

○木村賃金室長

例年どおりで変わりはありません。

○井花部会長

それでは、福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者についての最低

賃金額を審議し、当該最低金額に算入しない手当としましては、従前どおり精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当とし、法定発効日が9月30日以前となる場合の効力発生日につきましては10月1日の指定日発効とすることといたしますが、よろしいでしょうか。

<異議なしを確認>

○井花部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、議題（4）、今後の審議予定についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

はい、説明いたします。次に資料の5ページを御覧いただきたいと思います。

審議日程案でございます。本日以降の専門部会の開催日程につきましては、第2回が8月2日水曜日午前10時から、第3回が8月3日午後1時30分から、第4回は8月4日金曜日午前10時から、いずれにおきましても、この場所、福井労働局会議室にて開催をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、8月4日の第4回におきまして、専門部会で結審が見込めない場合につきましては、8月7日午前10時からを専門部会結審の予備日とさせていただきたいというふうに思います。その場合には、その8月7日午後1時30分からは、第503回審議会本審として、それぞれ設定させていただきたいと考えております。

この8月7日までに答申がされますと、発効日は10月1日となりますが、これを過ぎた答申となりますと、順次発効日が遅れるということとなります。

説明は、以上でございます。

○井花部会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、確認事項等はございませんでしょうか。

○小林委員

確認ですけど、予備日の8月7日に専門部会をした場合は、審議会の本申については7日の1時半には行わずに、8日の午前10時から行うという形で考えたらいいのでしょうか。

○木村賃金室長

失礼しました。予備日の8月7日の午前中に専門部会を開催し、引き続き、午後から本審を開催するという構成でございます。

○小林委員
分かりました。

○井花部会長
ほかに、御確認事項はございませんでしょうか。

<特になし>

○井花部会長
それでは、今ほどの資料 No. 4 の日程により、専門部会を開催することになりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回開催の第2回福井県最低賃金専門部会におきましては、福井県最低賃金の改正決定に関する具体的な金額審議に入りたいと思っております。

これらの審議につきましては、例年、労働者側委員、使用者側委員双方より全体的な御意見をいただきまして、これに関する全体的な意見交換を実施した上で、個別審議に移行している状況にあります。本年につきましても、このような方法にて審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、次回までに説明資料等の準備につきまして、皆さんよろしく願いいたします。

それでは、議題の(6)、その他に入ります、何か御意見、御発言はございませんでしょうか。

委員の皆様、何かございませんでしょうか。

○井花部会長
では、事務局の方から何かございますでしょうか。

○木村賃金室長
はい、次回の御案内ということでございます。

資料5ページの下の方、括弧の参考ところに記載させていただいておりますが、今回は本審、皆様には本審となります。第502回審議会8月1日火曜日午後3時から、場所は変わらしまして、春山合同庁舎1階の第1共用会議室を準備しております。

こちらの方で、中賃からの目安の御報告などをさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○井花部会長
はい、それでは、最後にもう一度、何か皆さん御意見等ございませんでしょうか。

か。

○玉川委員

今ほど、部会長からおっしゃったとおり、それぞれの立場からというような発言があったと思いますが、今度の本審、目安の報告の中では、目安に対するコメントを求められるという感じでしょうか。

○井花部会長

はい、私の考えでということで申し上げますけれども、当然目安というのは、例年、拘束力はないとしましても、文字通り目安というか、参考にすべき、大きな存在ではありますので、それに対する御意見なども入れていただければ、より議論としては深まるかなと思っておりますので、入れていただきたいと、私は思っております。

○玉川委員

はい、その上で、先ほどの資料の準備とおっしゃったのは、第2回の専門部会の時にきちっとしたものであるということでよろしいでしょうか。

○井花部会長

そうですね。できれば、それでお願いしたいと思っておりますけれども。

はい、ほかに皆さまよろしいでしょうか。

それでは、本日は、これにて閉会とさせていただきます。皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉 会)